

*認定専攻科修了見込み者に対する学位授与の審査の特例

特例の適用認定を受けた専攻科 における学位授与の申請と各種 手続きについて

(独)大学評価・学位授与機構

特例の適用による学位授与の申請等に関する説明会
2016（平成28）年3月18日

平成28年4月1日から、
「独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構（NIAD-QE）」になります。

◎制度の概要

○認定専攻科修了見込み者に対する学位授与の審査の特例(新たな審査方式)

- ◆学位授与申請者に対する審査の円滑化（特例）であり、法制度上ではあくまでも「1項学士」の範疇である。
- ◆専攻科には法制度上の設置基準が存在しないことから、大学評価・学位授与機構において、学校教育法及び学位規則に基づき、大学設置基準等を参考に、審査の特例に関する規定等を定めている。→**特例適用専攻科**
- ◆学位授与の審査を円滑に進めるに当たり、学士課程4年間に相当する学修について、申請者の在学する専攻科が一定の責任を負う。

○特例による学士の学位授与の申請及び審査

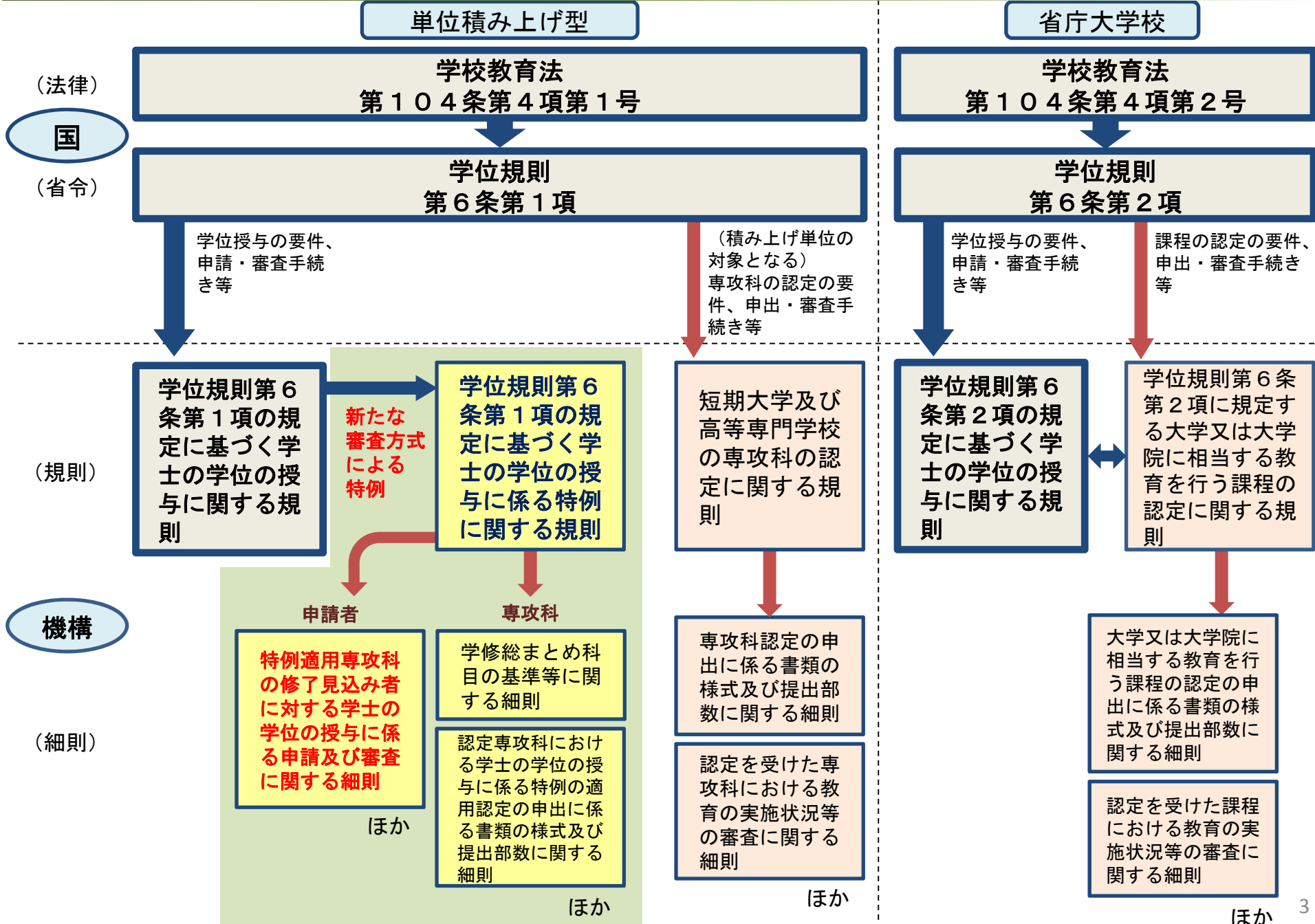
【申請できる者】

- ◆短期大学又は高等専門学校の学科と専攻科において、学士課程4年間に相当する学修を体系的に履修し、学位授与の申請を行う年度に当該専攻科を修了見込みの者

【審査の内容等】

- ◆短期大学又は高等専門学校学科と専攻科において、学士課程4年間に相当する学修を体系的に履修し、かつ、機構の定める修得単位に関する基準を満たしているかを審査する。
→**修得単位についての審査**
- ◆学修総まとめ科目において、学士課程4年間に相当する学修の総括が行われ、学士の学位の授与に値する学修の成果が得られているかを審査する。
→**学修総まとめ科目の履修に関する審査（学修総まとめ科目履修計画書、学修総まとめ科目の成果の要旨等）…従来の「学修成果についての審査及び試験」に代わる審査**

◎学位授与に関する法令体系の位置づけ



◎学位授与の審査の特例における学位の授与

○特例適用専攻科の修了見込み者に対する学士の学位の授与に係る申請及び審査に関する細則

第1条 学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年規則第1号。以下「1項学士特例規則」という。）第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対する学士の学位の授与に係る審査の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

◇学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則

第2条 学士の学位は、1項学士規則第2条各号の一に該当する者（以下「基礎資格を有する者」という。）で、専攻科を修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の行う修得単位の審査及び次項に規定する学修総まとめ科目の履修に関する審査に合格した者に授与するものとする。

2 学修総まとめ科目は、当該申請者の学修を総括することを目的とし、専攻分野を通じて培うことが求められる能力並びに専攻に係る学修及び探究の成果を、論文又は演奏・創作若しくは作品を評価して単位を授与する授業科目で、特例適用専攻科の最終学年に開設され、別に定める基準に該当すると認められた授業科目をいう。

○ この細則では、以下のことを規定しています。

- ・ 申請者の要件、学位授与の申請の手続き等に関すること。
- ・ 当機構が行う修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査等に関すること。

※学位授与の審査の特例

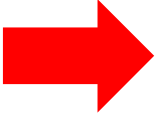


●従来の申請者個々の可否の審査は原則行わない

→認定専攻科の特例の適用認定の審査と、申請者の学士の学位授与の審査は、
連関して機能する。

特例の適用認定の審査

学士の学位授与の審査

	専攻科		申請者(学生)
科目表	- 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準 - 専攻科で修得すべき修得単位の審査の基準 など	 - 授業科目 - 単位修得	科目表に記載された授業科目による単位の修得 (修得見込の単位の修得を含む) 修得単位の基準を満たさなければ、「不合格」となる。
学修総まとめ科目	- 学修総まとめ科目の内容等(総表・個表) - 成績評価の観点と基準 - 担当教員(指導教員・指導補助教員)の資格等	 - 個表 - 成績評価 ☆feedback	- 履修計画書※ (申請時に提出) - 成果の要旨等 (修了確定時に提出) ※再提出を求められた場合、再提出がなされなければ「不合格」となる。
その他	認定専攻科での実績等		専攻科修了 専攻科を修了しなければ、「不合格」となる。

☆学修総まとめ科目について、改善が必要と認められる場合

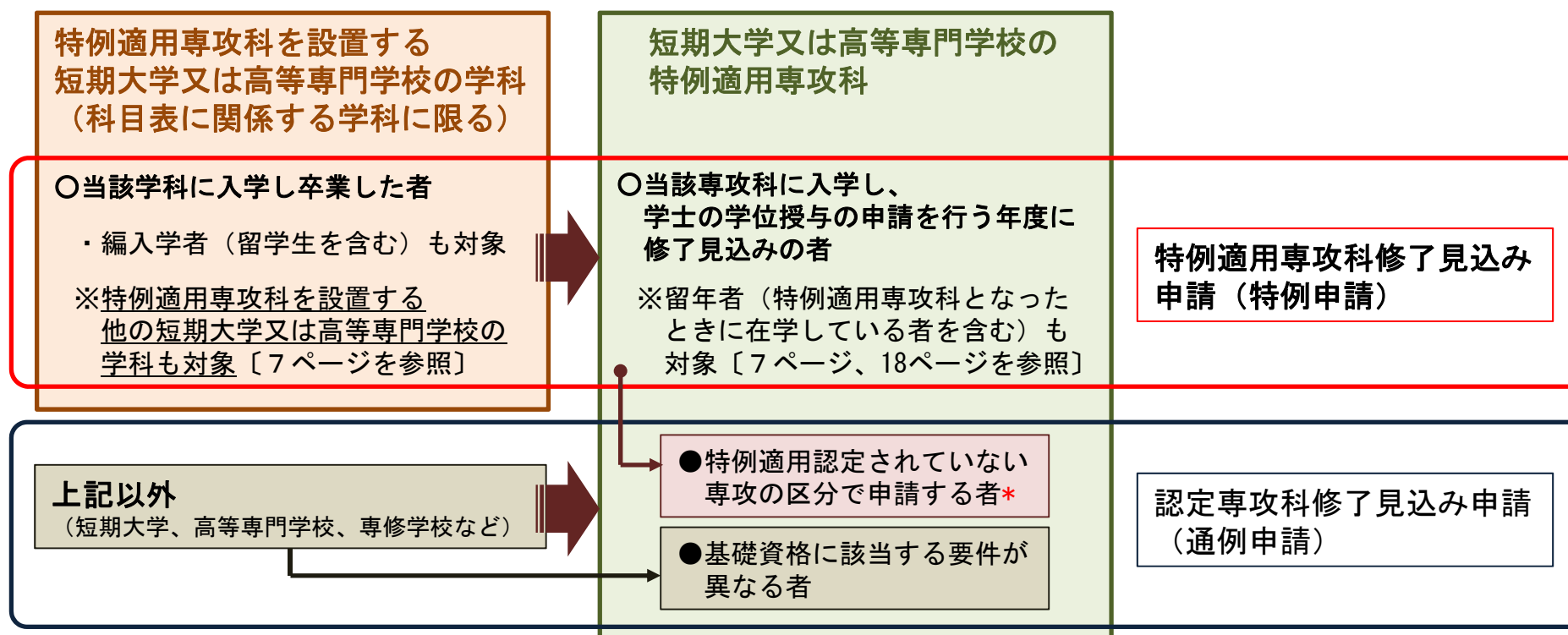
特例適用専攻科

合格(学位授与)

◎申請者の要件

第2条 申請者となることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 1項学士特例規則により特例の適用を認められた専攻科（以下「特例適用専攻科」という。）を設置する短期大学又は高等専門学校を卒業した者（ただし、1項学士特例規則第6条第1号に基づき短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目と、機構が別に定める修得単位の審査の基準との適合性についてあらかじめ機構が審査し認定した科目表（以下「認定科目表」という。）の授業科目を開講している学科を卒業した者に限る。）
- 二 特例適用専攻科に入学し、学士の学位授与の申請を行う年度に修了見込みの者（ただし、別に定める者に限る。）



* 後ほど説明します。（この資料の17ページ）

※申請者となることができる者



特例適用専攻科を設置する
短期大学又は高等専門学校の学科
(科目表に関係する学科に限る)
に入学し卒業した者

[1項学士特例規則第6条第1号]
短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科
における学位授与の申請の専攻の区分に係る
大学の学部4年間に相当する教育課程の授業
科目が、機構が別に定める修得単位の審査の
基準と適合性を有していること。

短期大学又は高等専門学校の
特例適用専攻科に入学し、
学士の学位授与の申請を行う年度
に修了見込みの者

◎学科に入学し卒業した者
又は、
◎学科に編入学し卒業した
者(留学生を含む)

第2条

◎専攻科に入学し、学士の
学位授与の申請を行う年
度に修了見込みの者

※一定の要件を満たせば...

○特例適用専攻科を設置する短期
大学又は高等専門学校の学科を
卒業した者

- ・ 在学する特例適用専攻科を設置
する短期大学又は高等専門学校
とは異なる特例適用専攻科を設
置する短期大学又は高等専門学
校の学科を卒業した者(A)
- ・ 専攻科に特例の適用が認められ
る以前に、当該専攻科を設置す
る短期大学又は高等専門学校の
学科を卒業した者(B)

○短期大学又は高等専門学校の学
科を卒業後、期間を置いて当該
専攻科に入学した者

(機構長裁定)

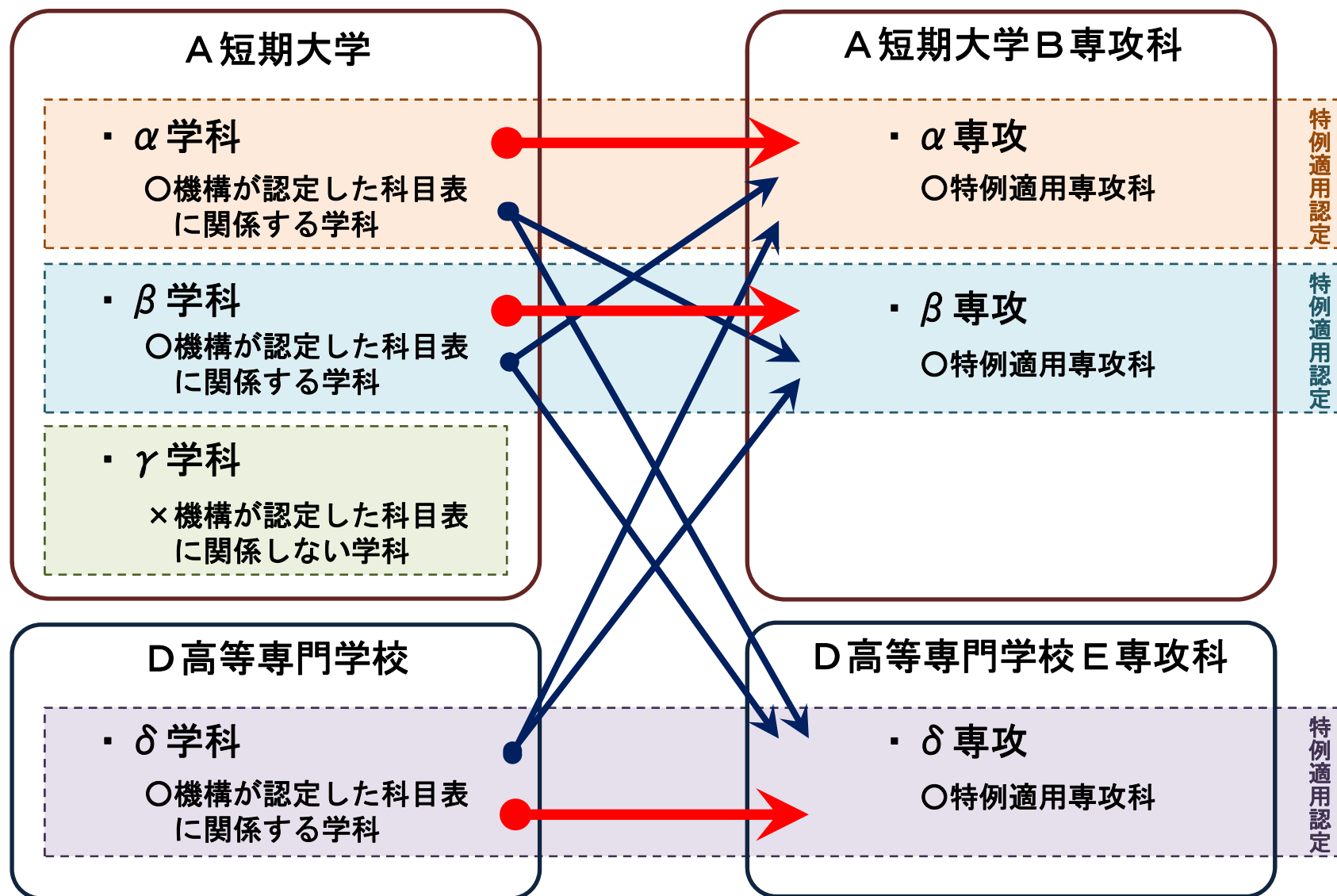
○学則等で定められている修業年
限を超えて在学している者

- ・ 学則等で定められている修業年
限を超えて在学している者で、
当該専攻科に係る認定科目表の
授業科目を履修していると認め
られるもの(学則等で修業年限
の2倍以内で在学年限が規定さ
れており、その年限内で修了す
る見込みの者に限る)(B)

(A) それぞれの認定科目表の間で、学科で履修した授業科目の単位を読み替える必要があります。

(B) 認定科目表の基となった学科及び専攻科の教育課程(カリキュラム)が同一である必要があります。

※申請者となることができる者【事例】



(注) ●→ : 第2条の規定による申請者。

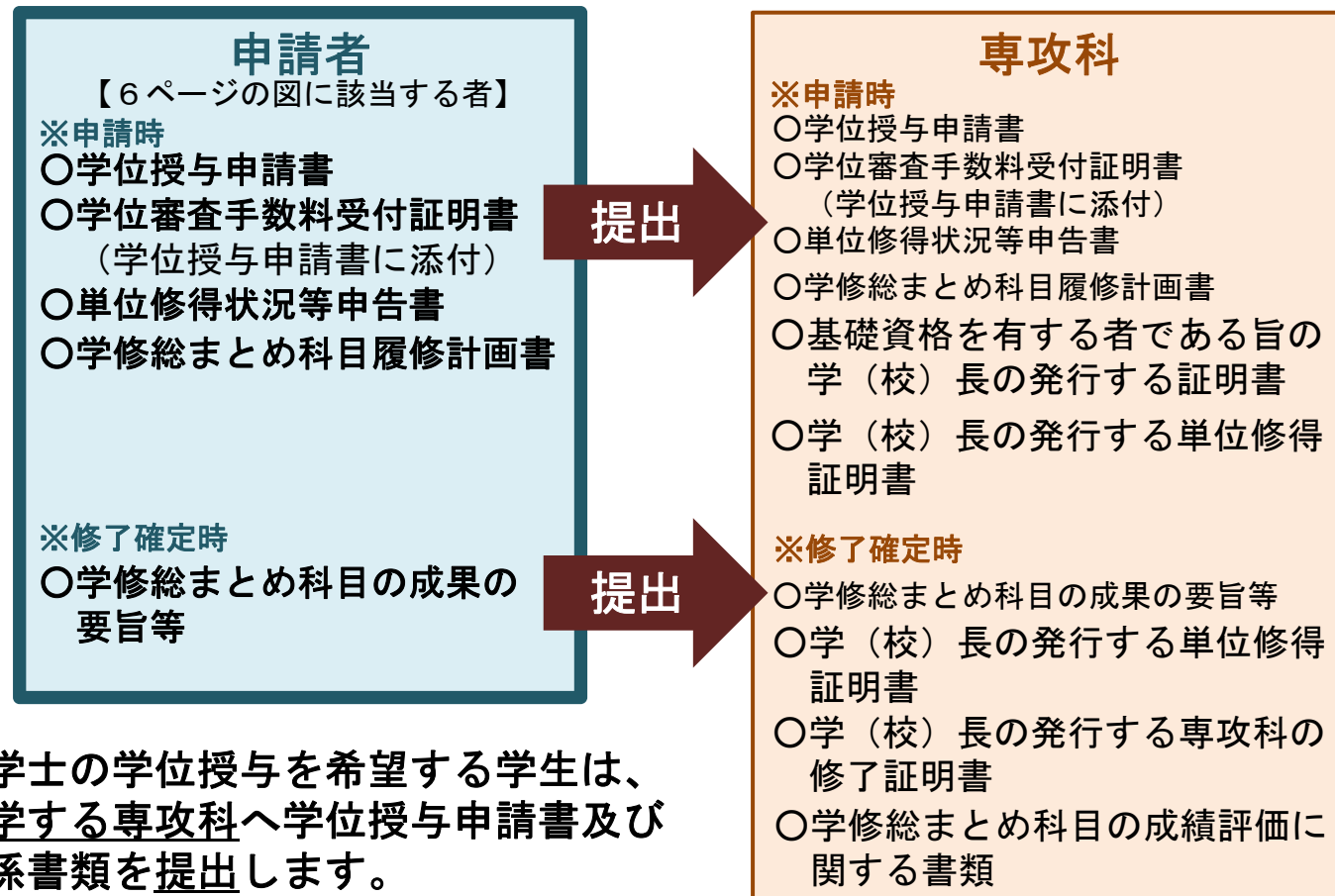
●→ : 一定の要件を満たせば、申請者となることができる。

◎関連する説明 : P12、P19

◎申請の手続き（１）

第３条 申請者は、１項学士特例規則第４条第１項に定める書類等については、在学する特例適用専攻科へ提出するものとする。

２ 申請者は、１項学士特例規則第４条第１項第１号から第３号までの書類等の提出にあたっては、あらかじめ学位審査手数料を支払い、その証明書を添付するものとする。



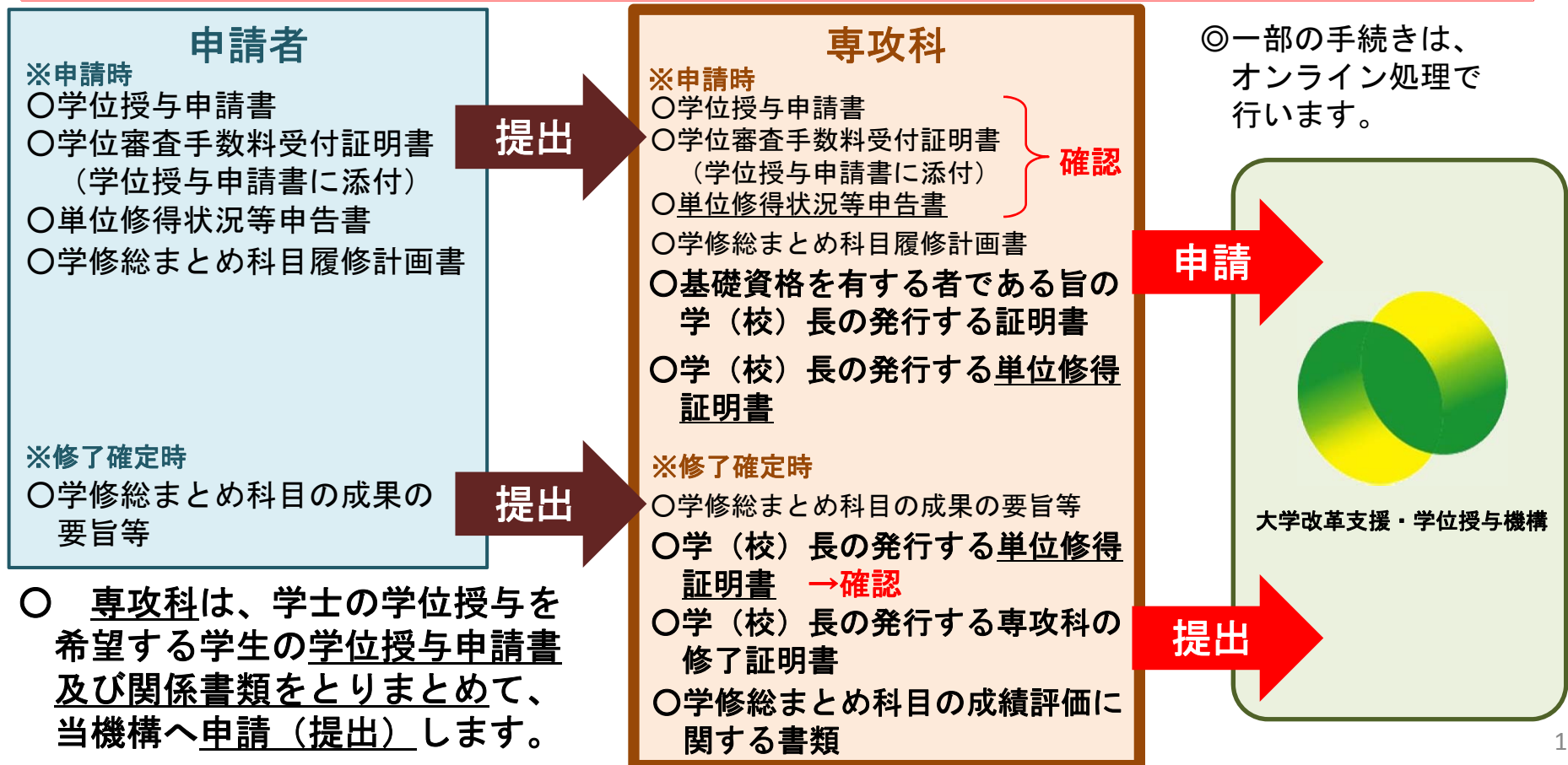
◎一部の手続きは、オンライン処理で行います。

◎申請の手続き（２）

第４条 申請者が在学する特例適用専攻科は、申請者から提出された書類等を取りまとめて機構長へ申請するものとする。

２ 申請者が在学する特例適用専攻科は、１項学士特例規則第４条第１項第２号の書類等の提出にあたっては、申請者が修得した単位について、認定科目表との照合を行うものとする。

３ 申請者が在学する特例適用専攻科は、申請者から提出された１項学士特例規則第４条第１項第４号及び第５号の書類等の提出にあたっては、申請者全員の学修総まとめ科目の成績評価に関する書類を添付するものとする。

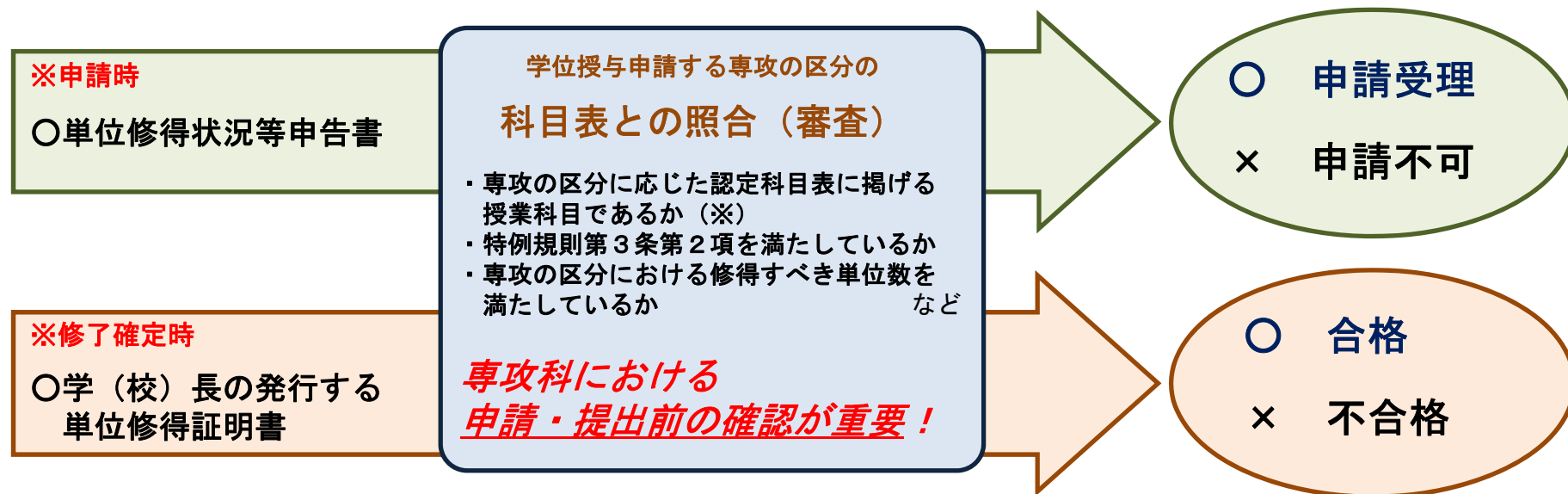


◎修得単位の審査

第5条 修得単位の審査は、1項学士特例規則第3条の規定に基づき、申請者から提出された単位修得証明書と、認定科目表との照合のうえで行うものとする。

2 前項の審査において、大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位については、別紙様式による認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書により審査するものとする。

○学位授与に係る修得単位は、機構が認定した科目表（認定科目表）及び修得単位に係る基準に基づいて、審査（確認）します。



（※）大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位について

- ・科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書を提出する必要がある。
（申請時）

※大学等において修得した単位について



(大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位について)

- 次のいずれかに該当する場合は、第5条第2項により、修得単位の審査を受けます。
 - ・ 学生が大学及び他の短期大学又は高等専門学校の専攻科において履修した授業科目について修得した単位を、当該専攻科における授業科目の履修により修得したものとみなす場合
 - ・ 学生が専攻科に入学する前に大学及び他の短期大学又は高等専門学校の学科において履修した授業科目について修得した単位を、学生が学士の学位授与の申請を行う専攻の区分の認定科目表に掲げる授業科目の履修により修得したものとみなす場合
 - ・ 学生が専攻科に入学する前に履修した学士の学位授与の申請を行う専攻の区分とは異なる認定科目表に掲げる授業科目について修得した単位を、学士の学位授与の申請を行う専攻の区分の認定科目表に掲げる授業科目の履修により修得したものとみなす場合
- 認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす場合の要件
 - ・ 学(校)長が認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書により証明していること。
 - ・ 認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす授業科目の内容が、対象となる認定科目表に掲げる授業科目の内容と同等性を有していること。

◎関連する説明：P8、P19

※大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位を認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす必要がある場合、「学科の単位」については、原則として専攻科入学年度の4月末まで(10月入学の専攻科は、10月末まで)、「専攻科の単位」については、履修が確定した時点*で速やかに、当機構にお問い合わせください。機構において「みなし可能であるか」について事前確認します。
→審査時に「みなし不可」となると、修得単位に関する基準を満たさない場合は「不合格」となります。

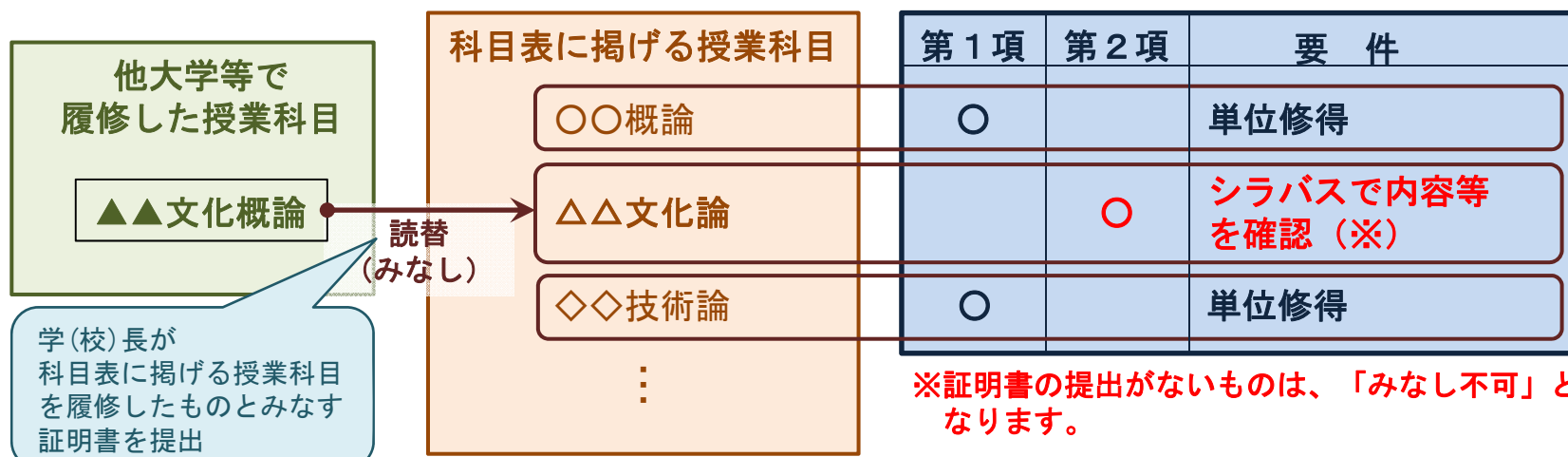
*履修が確定した時点：履修登録等の手続きを行い、履修することが確定した時点を指します。単位の修得が確定した時点ではありませんので、ご注意ください。

※大学等において修得した単位について【事例】



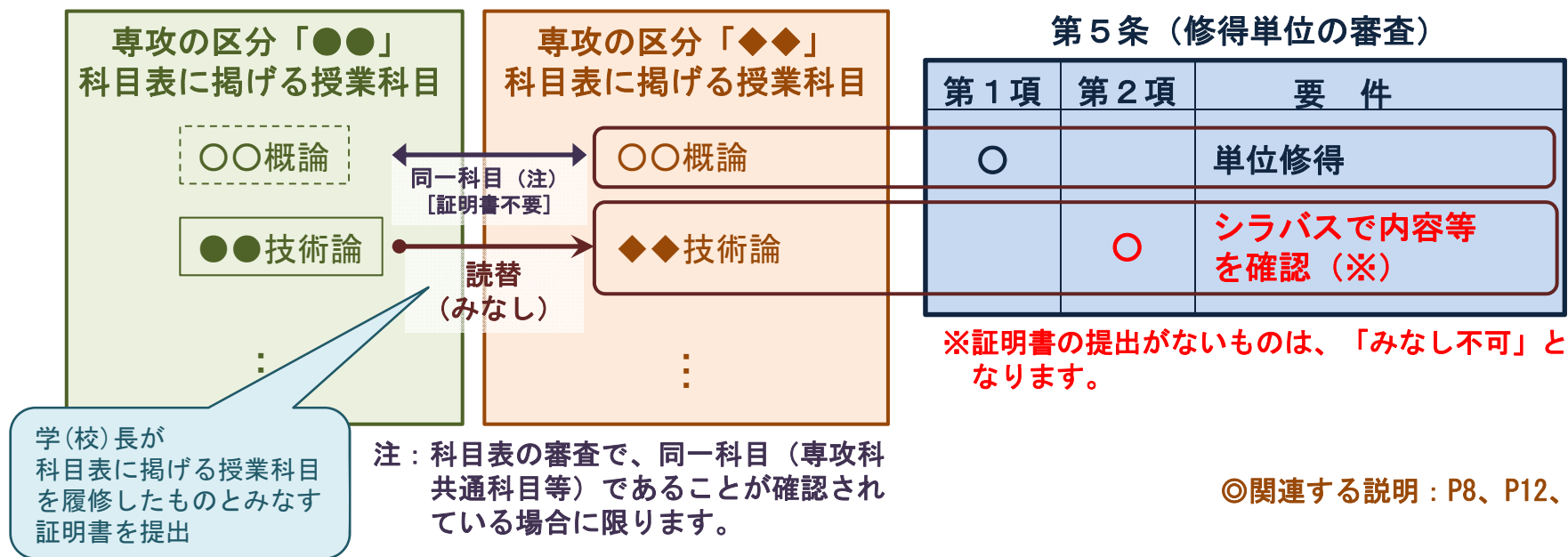
【例示 1】他大学等で履修した授業科目の単位

第 5 条（修得単位の審査）



【例示 2】専攻の区分が異なる授業科目の単位

第 5 条（修得単位の審査）



◎関連する説明：P8、P12、P19

※「学科の単位」については、原則として専攻科入学年度の4月末まで（10月入学の専攻科は、10月末まで）、「専攻科の単位」については、履修が確定した時点で速やかに、当機構にお問い合わせください。機構において「みなし可能であるか」について事前確認します。

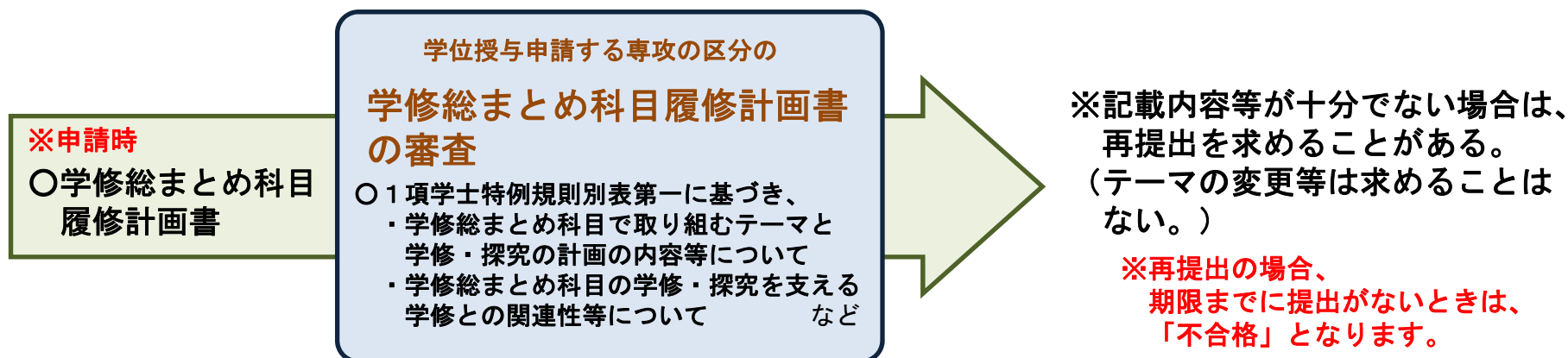
◎学修総まとめ科目に関する審査（１）

第6条 学修総まとめ科目履修計画書の審査は、1項学士特例規則別表第一に定める項目及び内容に基づいて行うものとする。

2 機構長は、前項の審査において必要があるときは、申請者に対し、期限を付して、学修総まとめ科目履修計画書の再提出を求めることができる。

3 前項により、再提出を求めたときは、期限までに学修総まとめ科目履修計画書が再提出されなかった場合は、不合格とする。

○学修総まとめ科目履修計画書は、特例規則「別表第一」に基づき、記載内容等について審査します。



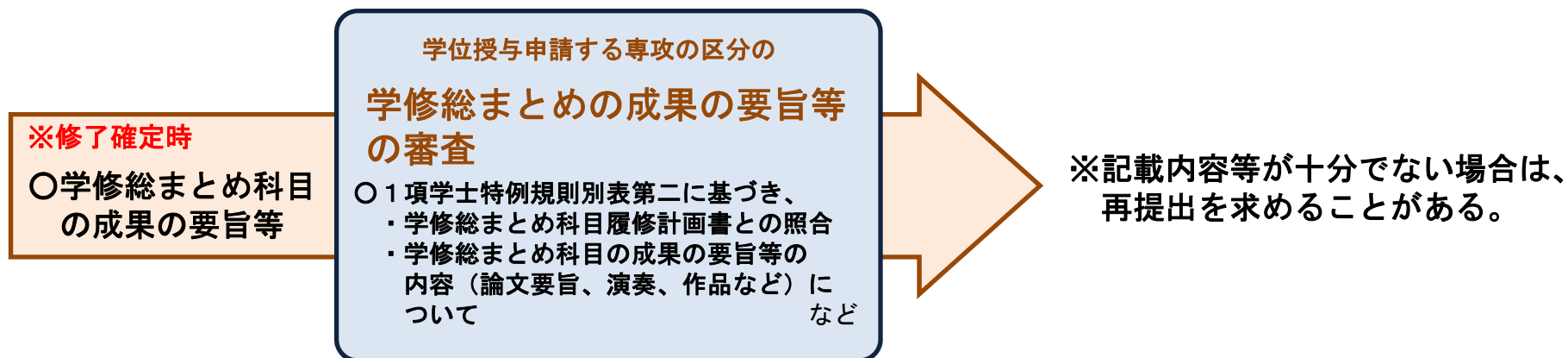
- 学修総まとめ科目で取り組むテーマと学修・探究の計画の内容等について、当該テーマに取り組むに当たって、着想の背景、目的、手段・方法、内容（計画）・過程、予想される結果・成果について、具体的な記述を求める。→学位授与申請の時点で学修総まとめ科目の履修が一定程度進んでいる場合は、申請時点での状況に基づいて記述し、かつ履修終了時までに何を達成するかを記述することになります。
- 学修総まとめ科目の学修・探究を支える学修との関連性等について、テーマと学修・探究の基盤となる学修や関連する学修、専攻に係る科目以外の学修で（テーマに関連して）興味を持った科目や有益となった科目など、また、自分自身の概ね4年間の学修について、どのような知識、能力を修得したか（専攻科修了までに修得したいか）など、具体的な記述を求める。→学生自身の言葉で述べることが重要です。

◎学修総まとめ科目に関する審査（２）

第7条 学修総まとめ科目の成果の要旨等の審査は、1項学士特例規則別表第二に定める項目及び内容に基づき、申請者から提出された学修総まとめ科目の成果の要旨等と、前条の審査において可と判定された学修総まとめ科目履修計画書の内容とを照合のうえで行うものとする。

2 機構長は、前項の審査において必要があるときは、申請者に対し、期限を付して、学修総まとめ科目の成果の要旨等の再提出を求めることができる。

○学修総まとめ科目の成果の要旨等は、特例規則「別表第二」に基づき、当該要旨等とともに、申請時に提出された学修総まとめ科目履修計画書、専攻科から提出された学修総まとめ科目の成績評価に関する書類により審査します。



●学修総まとめ科目の成果の要旨等について審査するが、その結果は、学生（申請者）個々人の合否には直接影響しない。

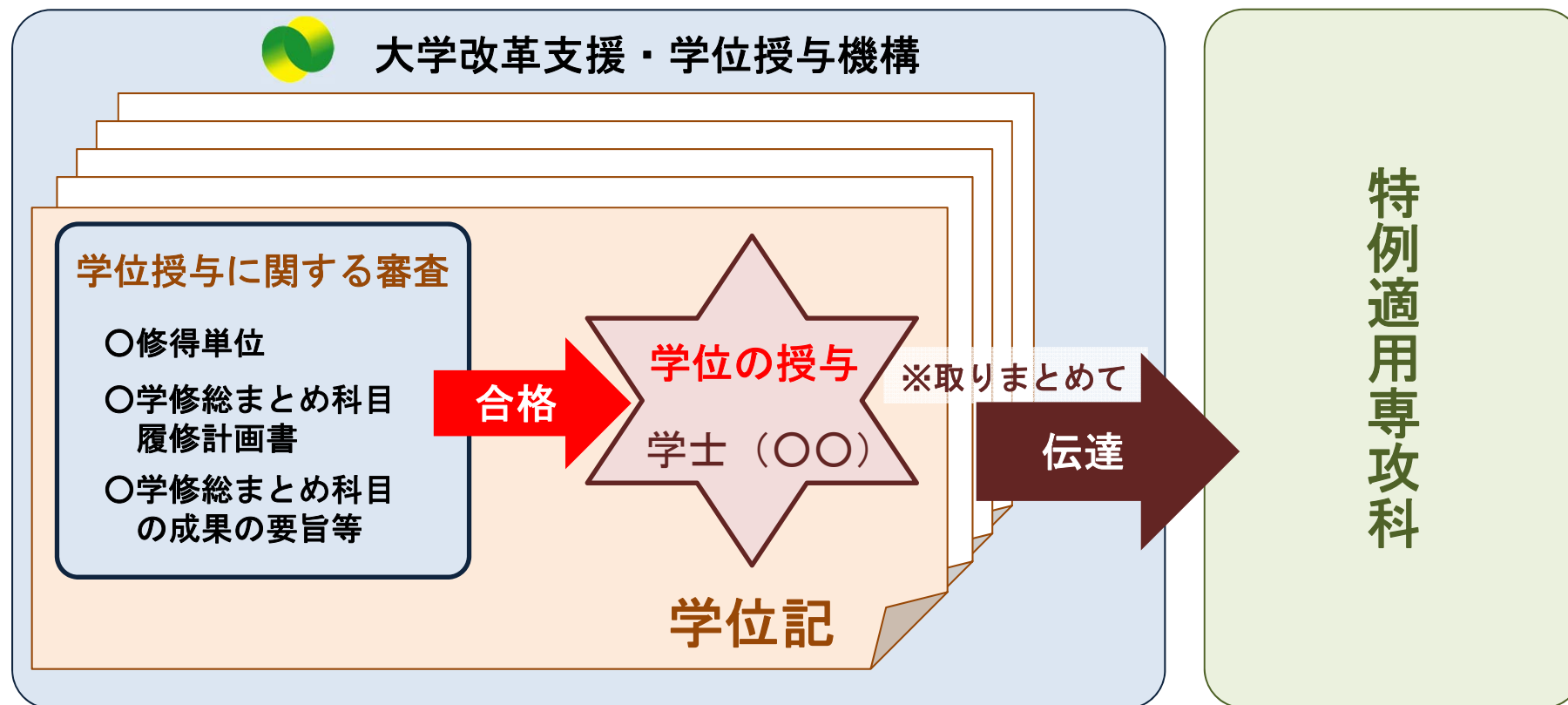
→学位審査会において、学修総まとめ科目の「履修計画書」、「成果の要旨等」及び「成績評価結果」は、専攻科全体としての「学位修総まとめ科目の実施状況等」を総合的に判断する資料になります。

◎学士の学位の授与

第8条 学士の学位は、第5条から前条までの規定に基づき、修得単位及び学修総まとめ科目についての審査に合格した者に授与するものとする。

2 機構長は、前項により審査に合格した者に授与する学位記は、在学する特例適用専攻科へ伝達するものとする。

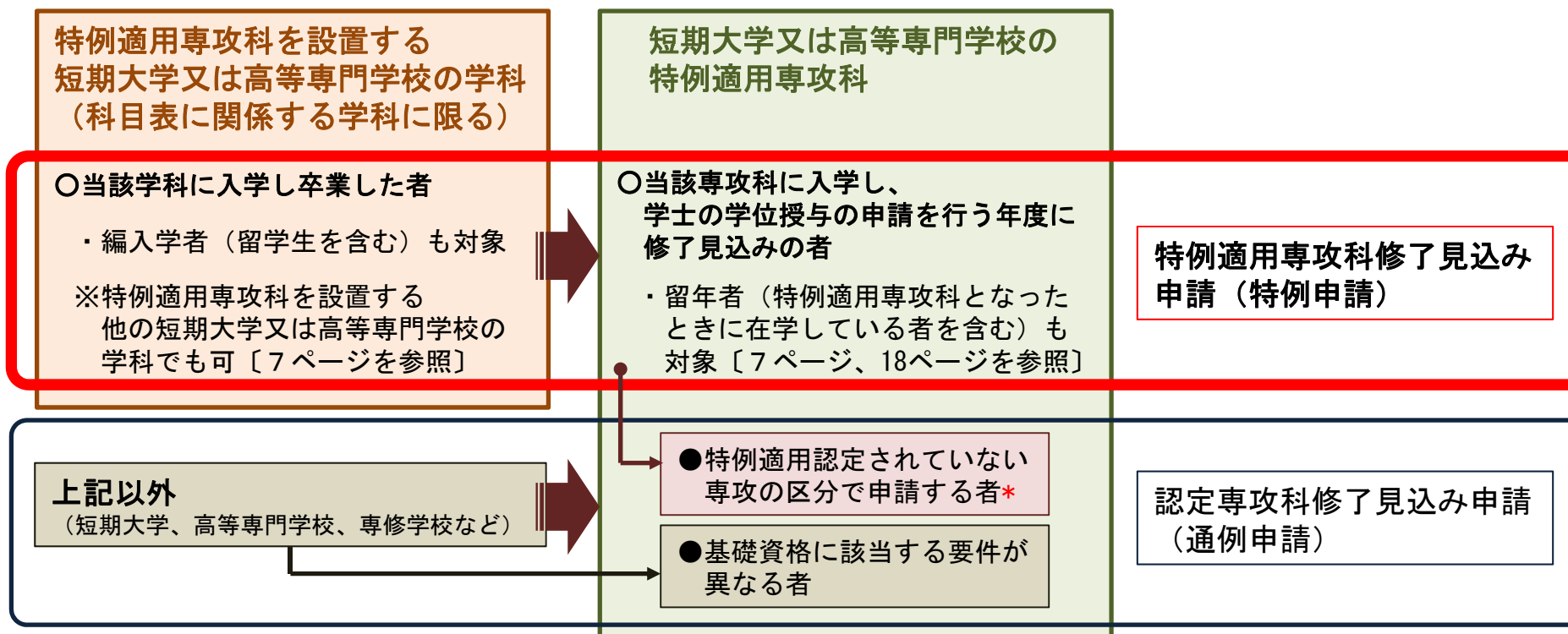
○合格者へ授与する学位記は、専攻科（学校）ごとに取りまとめて、当機構より一括して伝達（送付）します。



※申請時に、学位記の受取希望日を確認します。受け取り希望日に応じて修了確定時の書類の提出期限が設定されています。
なお、提出期限を過ぎた後に書類が提出されても、機構による合格者への学位記の個別送付は行いません。

◎他の規則等との関係

第9条 特例適用専攻科に在学する者で第2条に該当するものからの学士の学位授与の申請は、1項学士特例規則及びこの細則によるものとし、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）第4条に基づく学士の学位授与の申請はできないものとする。



※**赤枠**に該当する者（特例適用認定されていない専攻の区分で申請する者*を除く）が、必要な要件を満たし、認定を受けた「専攻の区分」に学位授与申請を行う場合は、「特例申請」となる。

→「特例申請」と「通例申請」とを申請者が選択することはできません。

*「特例適用認定されていない専攻の区分で申請する者」とは、「特例適用認定されていない専攻の区分で申請する者」のほか、「特例適用専攻科の教育内容等の範囲で、従来の認定専攻科修了見込み申請により機構の行う修得単位並びに学修成果についての審査及び試験により合格した実績がない専攻の区分で申請することが可能である者」を指します。

・**赤枠**に該当しない者（**青枠**に該当する者及び特例適用専攻科ではない認定専攻科（専攻）に在学する者）は「通例申請」となります。

※その他参考①



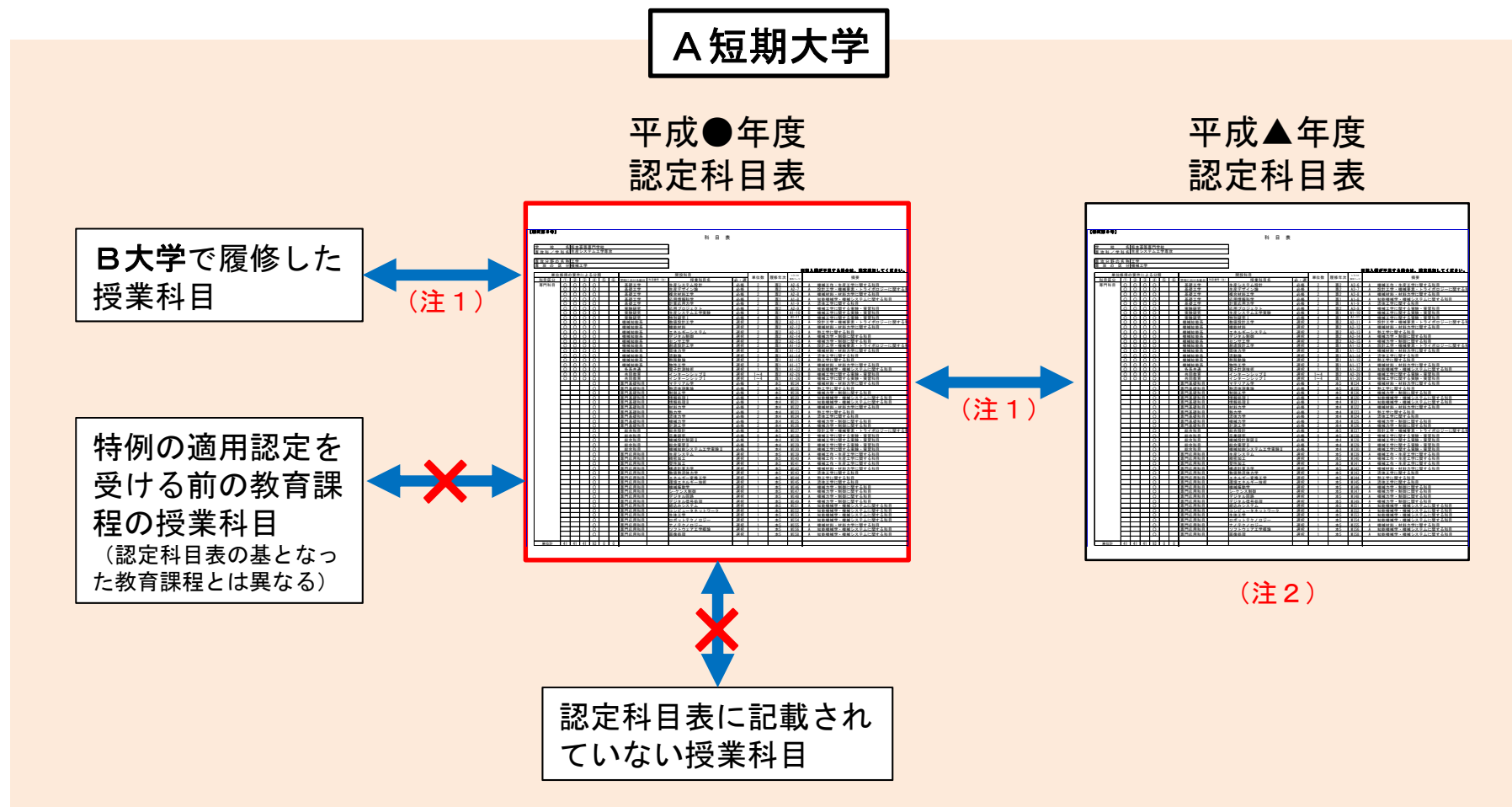
●特例による学位授与の申請ができる者【事例】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
専攻科			特例の適用認定 の審査「可」	特例適用専攻科		
専攻科 の学生	1年課程		学科卒業	(専攻科入学) 特例による修了 見込み申請		第2条
	2年課程		学科卒業	専攻科入学	特例による修了 見込み申請	
	2年課程	学科卒業	専攻科入学	特例による修了 見込み申請	【一定の要件を満たす場合】 認定科目表の基となった学科 及び専攻科の教育課程（カリ キュラム）が同一であること。 〔関連する説明〕 この資料の7ページを参照	
	1年課程	学科卒業	専攻科入学	(留年) 特例による修了 見込み申請		
	2年課程	専攻科入学	(留年)	特例による修了 見込み申請		

※その他参考②



●修得単位の取扱い【事例】



(注1) 認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書が必要です。

(注2) 認定科目表の間でみなす場合は、「同じ学校の他の認定科目表」や「他の学校の認定科目表」でも構いません。また、「専攻の区分」が異なっても構いません。

※その他参考③



●特例申請で不合格となる事例

■修得単位の審査

- ・申請時に申告した修得見込の単位を修得できなかった。

■学修総まとめ科目の履修に関する審査

- ・学修総まとめ科目「履修計画書」の再提出を求められたが、期限までに提出しなかった。
- ・学修総まとめ科目「成果の要旨」等を提出しなかった。
- ・学修総まとめ科目の単位を修得していない。〔修得単位の審査も不合格となる〕

■その他

- ・専攻科の修了要件を満たすことができず、専攻科を修了できなかった。
(認定科目表に掲げる授業科目以外の単位を修得できなかった。)

(注) 不合格となった場合は、特例による再申請ができます。
ただし、専攻科を修了した場合は、特例の対象外となりますので、改めて、通例申請での学位授与申請を行う必要があります。

◎特例による学位授与の申請に係る今後の予定

平成28年 3月18日 ○特例の適用による学位授与の申請等に関する説明会

平成28年 3月中旬 ○特例の適用による「学位授与申請案内」：平成28年度版の配布

平成28年 4月 1日～ ◎平成28年度 4月期の学位授与の申請（電子申請のみ）
（予定） ※学修総まとめ科目履修計画書及び関係書類の提出

（この間、学修総まとめ科目履修計画書及び関係書類に基づき審査（4月期申請））

↓
平成28年 8月上旬 ○学位授与の審査 → ◎学位の授与（学位記の交付）
～ 9月中旬 ※学修総まとめ科目の成果の要旨等及び関係書類の提出

平成28年 9月20日～ ◎平成28年度10月期の学位授与の申請（電子申請のみ）
（予定） ※学修総まとめ科目履修計画書及び関係書類の提出

（この間、学修総まとめ科目履修計画書及び関係書類に基づき審査（10月期申請））

↓
平成29年 2月上旬 ○学位授与の審査 → ◎学位の授与（学位記の交付）
～ 3月中旬 ※学修総まとめ科目の成果の要旨等及び関係書類の提出

©2016 NIAD-QE

※一部のクリップアートは、BB-WAVE((C)BIGLOBE Inc.)のフリー素材(個人・商用利用可)を使用しています。